

解体費用

を補助します

上限 **50** 万円

(解体にかかる工事費用の1/2)

市民の安全や良好な生活環境の保全をはかるため、危険空き家の解体費の一部を補助します。

※申請の前に、必ず 事前にご相談ください。

対象家屋

(以下のすべてに該当すること)

- 市内にあり、1年以上使用のない状態であるもの
- 建築資材の飛散又は落下により、近隣・公道に影響を及ぼすおそれがあり周囲に与える危険性があるもの
- 市が定める「住宅の不良度判定調査基準」の点数が一定以上であること

対象者

- ①市税等の滞納がないこと
- ②危険空き家の登記事項証明書に所有者として記載されている者
- ③固定資産税課税台帳に記載されている者
- ④上記②、③の相続人

対象工事

市内に事業所又は営業所を有する事業者が行う危険空き家の解体及び除去にかかる工事



- ◎補助金交付申請をする以前に工事に着手した場合は、補助の対象となりません。
- ◎補助金のお支払いは、工事代金の支払い後となります。

…添付書類…

★補助金交付申請★

工事着手前に必ず申請してください。

申請書と一緒に次の書類も提出してください。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
- (2) 工事見積書
- (3) 除却する危険空き家の住宅位置図及び現況写真
- (4) 登記事項証明書
(未登記の建物は、固定資産税課税台帳の写し)
- (5) 危険空き家の所有者との相続関係がわかる書類
(申請者が補助対象者の相続人である場合)
- (6) 危険空き家の所有者又はその者の相続人の委任状
(委任を受けた代理人が申請する場合)
- (7) 共有者全員又は相続人全員の同意があることがわかる書類
(危険空き家が複数人の共有又は相続財産である場合)
- (8) その他市長が必要と認めるもの

★実績報告★

工事が完了した日から30日以内に提出してください。

工事が完了した時は、実績報告書と一緒に次の書類も提出してください。

- (1) 収支決算書
- (2) 補助事業等の対象事業費の証拠書類
(契約書・受領書等の写し)
- (3) 除却工事完了後の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの